

令和7年度

事業計画書

一般財団法人 三重県交通安全協会

< 目 次 >

第1	交通安全対策・広報啓発事業	1
1	交通事故発生状況	
2	交通事故死者数の抑止目標	
3	交通安全対策、広報啓発事業の推進	
4	交通安全功労者・優良運転者等及び交通安全俳句・川柳・スローガン作品 コンクールの表彰	
第2	三重県交通安全活動推進センターの活動	7
1	道路交通法第108条の31の定めに基づく「三重県交通安全活動推進 センター」としての活動	
2	交通の安全と円滑を目的に実施する支援活動	
第3	運転免許に関する事務事業	8
1	運転免許関係事務事業	
2	運転免許証及び運転経歴証明書の郵送事務事業	
3	三重県収入証紙の販売事業	
4	運転免許保有者及び取得しようとする者に対する講習事業	
第4	自動車学校教習等運営事業	9
1	自動車学校の現況	
2	各種講習事業	
3	交通安全教育センター活動	
第5	会員加入促進事業	10
1	システムを活用した適正な会員管理の推進	
2	会員加入促進対策の推進	
第6	会議等	10
1	会議	
2	研修等	
3	各種団体・事業所等との良好な関係の保持と緊密な連携活動	
別表		12

第1 交通安全対策・広報啓発事業

1 交通事故発生状況

(1) 概況

- 令和6年中の交通事故死者数(件数)は46人(45件)で、前年比20人(16件)の減少し、統計を取り始めた昭和29年以降最少となった。
- 人身事故件数及び負傷者数は減少したものの、物件事故件数は増加となり、総事故件数は4年連続で増加した。
- 本年に入り、既に8名の尊い命が失われており、464名が負傷されている。

(2月20日現在)

【全国ワースト順位】

- ・死者数 26位(46人)
- ・人口10万人あたり死者数 24位(2.66人)

【令和6年中の交通事故発生状況(令和5年確定値・令和6年暫定値)】

区分	総事故件数	人身事故				物件事故	
		件数	うち死亡事故件数	死者数	負傷者数		
令和6年中	55,862件	2,724件	45件	46人	3,332人	53,138件	
令和5年中	55,039件	2,976件	61件	66人	3,767人	52,063件	
増減	数	+823件	-252件	-16件	-20人	-435人	1,075件
減	率	+1.5%	-8.5%	-26.2%	-30.3%	-11.5%	+2.1%

【交通死亡事故の特徴】

- 高齢者が約5割を占める。
 - ・ 高齢者の死者数は25人(構成率54.3%)で、前年と比べ8人減少した。(前年33人、構成率50.0%)
 - ・ 自動車乗車中11人、二輪車乗車中1人、自転車乗用中3人、歩行中10人
- 交通弱者(歩行中・自転車乗用中)が約4割を占める。
 - ・ 交通弱者の死者数は19人(構成率41.3%)で、前年と比べ6人減少した。(前年25人、構成率37.9%)
 - ・ 歩行中15人(前年比-3人)、自転車乗用中4人(前年比-3人)
- シートベルトの非着用者が約5割を占める。
 - ・ 自動車乗車中の死者23人中、シートベルト非着用者は12人(構成率52.2%)であった。(前年は死者27人中、シートベルト非着用者は9人、構成率33.3%)
- 飲酒運転事故が増加した。
 - ・ 原付以上第1当事者の事故44件中、飲酒運転は6件(構成率13.6%)で、前年と比べ2件増加した。(前年60件中4件、構成率6.7%)

(2) 全国の交通死亡事故発生状況

全国の交通事故死者数は2,663人(前年比-15人、-0.6%)と減少した。

一方、全死者数に占める65歳以上の高齢死者(1,513人(前年比+47人))の割合が56.8%と高水準で推移しているほか、未だ飲酒運転等の悪質・危険違反に起因する交通事故が後を絶たないなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。

2 交通事故死者数の抑止目標

(1) 全国の目標

国が策定した第11次交通安全基本計画（令和3年度から令和7年度）では、計画最終年（令和7年）までに年間の交通事故死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000人以下とし、「世界一安全な道路交通を実現する」という目標を掲げており、今後も引き続き交通事故死者の更なる減少に取り組んでいくこととしている。

(2) 三重県の目標

三重県交通安全対策会議（会長 三重県知事）が策定した第11次三重県交通安全計画（令和3年度から令和7年度）では、計画最終年（令和7年）までに年間の交通事故死者数を55人以下、重傷者400人以下にするという目標を掲げており、今後も人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指し、交通事故死者等の一層の減少に引き続き取り組むこととしている。

3 交通安全対策、広報啓発事業の推進

当協会は、「地域と住民に密着した活動」、「地域住民に共感が得られる活動」、「協会の顔の見える活動」を基本とし、警察、関係機関、各種団体との連携を強化しつつ、交通事故の発生そのものを抑止し、交通事故死者数を更に減少させるため、各種の交通安全対策、交通事故防止啓発事業を推進する。

なお、各地区における主な重点施策は12頁別表のとおり。

(1) 思いやりとゆずりあいでの交通事故をなくす年間運動

期間：令和7年1月1日から同年12月31日までの1年間

スローガン「やさしさが 安全つなぐ 三重の道」
～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

(2) 年間重点目標（三重県交通対策協議会と連携した目標）

- ① こどもと高齢者の交通事故防止
- ② 横断歩道における歩行者優先の徹底
- ③ 歩行者の交通ルール遵守の徹底
- ④ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転等の根絶
- ⑥ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ⑦ 夕暮れ時^{どき}又は天候に応じた早めのライト点灯の推進
- ⑧ 反射材用品の普及促進

(3) 各季交通安全運動及び交通安全強化日等における運動

ア 各季の交通安全運動等

- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| ① 春の全国交通安全運動 | 4月 6日（日）～ 4月15日（火） |
| ② 夏の交通安全県民運動 | 7月11日（金）～ 7月20日（日） |
| ③ 秋の全国交通安全運動 | 9月21日（日）～ 9月30日（火） |
| ④ 年末の交通安全県民運動 | 12月 1日（月）～12月10日（水） |
| ⑤ 夕暮れ時 ^{どき} 、ちょっと早めのライト・オン運動 | 10月1日（水）～12月31日（水） |

イ 交通安全強化日

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 交通事故死ゼロを目指す日 | 全国交通安全運動期間中に実施予定 |
| ② 交通安全の日 | 毎月 11日 |

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| ③ 高齢者の交通安全の日（セフティー・シルバー・デー） | 毎月 15日（S・Sデー） |
| ④ 自転車安全対策強化日（セフティー・バイクル・デー） | 毎月 第一月曜日（S・Bデー） |
| ⑤ 三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日 | 毎年12月1日 |

（4）交通安全対策、広報啓発活動の内容

ア 交通安全対策重点目標の3本柱

- ① 横断歩道における歩行者優先の徹底
交差点では、信号を遵守するほか、一時停止や徐行等を必ず行い、安全確認を徹底するとともに、信号機のない横断歩道での「まもってくれてありがとう運動」の定着を図り、横断歩道における歩行者優先意識の高揚を図る。
- ② シートベルト・チャイルドシート着用の徹底
事業所及び幼稚園・保育園・こども園の中から「着用推進事業所・幼稚園・保育園・こども園」を指定のうえ、啓発物品等を贈呈するなど、従業員、園職員及び園児の保護者への広報や実地指導を通じてシートベルト及びチャイルドシート着用の定着を図る。
- ③ 歩行者、自転車等の交通ルール・マナー遵守の徹底
幼児、児童の歩行中における交通事故や、高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教室を開催するとともに、高齢者交通安全アドバイザーによる反射材用品等の着用促進に努める。
また、自転車利用者に対し、自転車安全利用五則の指導啓発と、関係機関と連携し、ヘルメットの着用促進を進める。

イ 広報啓発活動

- ① 交通安全街頭広報啓発活動
各季の交通安全運動及び交通安全強化日並びに交通死亡事故等重大特異事故再発防止のための緊急活動の日において、広報車による交通安全広報、街頭・通学路等における交通安全指導・広報活動を実施するとともに、各種店舗、道の駅、ショッピングモール等においてもポスターの掲示やチラシ、啓発物品等の配布等を通じて、交通安全意識の高揚を図る。
- ② インターネットを活用した広報啓発
YouTubeを活用した交通安全動画シリーズ（歩行者、自転車等の交通ルール・マナーに関する動画）の作成・アップロードを行うとともに、市町及び各教育委員会、賛助会員及び会員の店協賛店等に対し、交通安全情報の定期的なメール配信を推進し、交通安全意識の高揚を図る。
- ③ マスメディア等を活用した広報啓発活動
FM放送やケーブルテレビなどを活用し、事故防止の啓発に努めるとともに、フェスタ、イベント等に際し報道関係機関へ積極的に資料提供を行い、交通安全協会の活動を広く広報していく。
- ④ 機関紙、ホームページ等を活用した広報啓発活動
協会機関紙「交通安全みえ」又は各地区協会のオリジナルの「交通安全だより」を発行するほか、ホームページへの各種交通安全情報をアップロードし、交通安全意識の高揚を図る。
さらに、各企業の交通安全担当部署へ機関紙等のデータ配信を行い、企業内での回覧

を通して読者の拡大を図る。

⑤ 地域フェスタ、キャンペーン等による広報啓発活動

大型店舗等において、子ども・大人・高齢者など、対象を絞った参加体験型の交通安全教室や啓発を行うなど、地域が主催するイベントにも積極的に参加し、交通安全意識の高揚を図る。

⑥ 新入学児童等に対する広報啓発活動

新入学児童等の交通事故防止に資する交通安全用品（ランドセルカバー・ワークブック等）を贈呈し、着装・活用することにより児童はもとより、保護者をはじめとした交通環境に関わる人々の交通安全意識の高揚を図り交通事故を防止する。

⑦ 高齢者交通安全アドバイザーの効果的な活用

交通事故死者に占める割合が高い高齢者に対し、加齢に伴う身体機能への変化が及ぼす影響や日常生活に必要な交通ルールを理解させることにより、交通死亡事故の抑止につなげることを目的に、高齢者宅訪問活動を実施する。

なお、アドバイザーについては、本年5月に任期が満了するので、協会役員を中心に適任者を選考しアドバイザーに委嘱する。

⑧ 飲酒運転の根絶（ハンドルキーパー運動）

「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の周知と併せ、引き続き、飲食店及び事業所に対して協力を求め、飲酒運転をさせない「ハンドルキーパー運動推進店又は事業所」に指定するなど「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の意識の高揚を図る。

⑨ 「まもってくれてありがとう運動」等の推進

「信号機のない横断歩道は歩行者優先」意識の一層の浸透を図るため、引き続き、通学時間帯の街頭指導にあたるとともに、県警が推進する「アクション38キャンペーン」や「ハンドサインキャンペーン」と連携した広報活動を推進する。

⑩ 自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車の交通ルール（自転車安全利用5則）及び正しい走行が身につくよう、「自転車シミュレーター」を活用した自転車安全教室を開催するほか、自転車の安全利用に係る動画を作成し、YouTube等を通じて配信する。

特にヘルメット着用義務に関しては、市町・教育委員会や関係機関と連携した広報啓発を進めるとともに、自転車通学の多い中学校・高等学校を「自転車安全利用モデル校」に指定する。

⑪ TSマークの普及とサイクル安心保険の広報

三重県交通安全条例で義務化されている自転車損害賠償責任保険等への加入広報に努めるとともに、各種キャンペーン等において自転車点検付帯保険（TSマーク）の必要性を広報し、その普及を図る。

⑫ 無事故・無違反チャレンジ123運動

県民の交通マナーの向上と交通事故防止を目的に、三重県が主催する123日間の無事故・無違反の達成に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ123運動」に当協会もその構成団体として参加するとともに、数多くの県民・事業所等の参加を促す。

⑬ 交通安全ポスター・作品展への協賛
市・町が主催する「児童交通安全図画ポスター展」に協賛し、入選作品（交通安全協会会長賞）の表彰を行うとともに、作品を掲示して交通安全意識の高揚を図る。

⑭ 盲導犬募金の贈呈
県下の協力店舗に設置している中部盲導犬協会「ラブ募金箱」（64ヶ所）を通じて集まった募金を同協会に贈呈し、盲導犬の育成支援を通じて、視覚に障がいを持つ方々の交通安全に寄与する。

(5) 交通安全教育及び各種競技会の開催

ア 交通安全教室（幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校）

園児、児童・生徒に対し、交通安全に関する紙芝居・腹話術・DVDの上映や講話を行うほか、横断歩道の安全な渡り方や自転車の交通ルール遵守などを実技指導するとともに、園児の保護者に対しては、チャイルドシートの正しい着用の実地指導を行うなど、交通ルール・マナーの遵守意識と高揚を図る。

イ 交通安全アドバイザー事業

県警との委託契約に基づき、交通安全アドバイザーが現地に赴き、幼児、児童、中学生、高齢者等に対する交通安全指導を行う。特に高齢者の死亡事故実態を踏まえ、高齢者を対象とした交通安全教室の参加人数を増やしていくこととする。

ウ 交通安全講習会（老人クラブ・まちづくり協議会・地区コミュニティ集会場）

高齢者や地域住民等に対し、交通安全に関する講話等を行い、交通ルール・マナーの遵守意識の高揚を図る。

エ 事業所に対する講習会

事業所等に出向き、従業員（新入社員を含む）対象の交通安全講習会等を開催し、交通安全に関するDVDの上映や講話を行い、従業員の交通ルール・マナーの遵守意識の高揚を図る。

オ 交通安全研修センター事業

三重県の指定管理者（第6期5年度目）として、前年度までの実績を踏まえ、団体研修特化型施設として、設備・機器を生かした「参加・体験・実践」型の交通安全教育を更に充実させていく。

特に幼児から高齢者までの全ての県民を対象とする体系的な交通安全教育を進めるとともに、地域に根差した交通安全教育指導者の養成及び高齢者の利用拡大を図る。

○ 基本的な推進事業

- ・ 参加・体験・実践型の交通安全研修事業
- ・ 交通安全教育指導者養成・資質向上事業
- ・ 高齢者重点プログラム事業（パーク&バスライド・シニアラーニング）
- ・ 特別研修事業（夜間交通事故防止研修、安全運転サポートカー研修、電動キックボード研修、交通安全街頭指導研修 等）

○ 具体的成果目標

- ・ 利用者数 6,000人
- ・ 高齢者研修受講者数 600人
- ・ 指導者養成・資質向上研修受講者数 2,000人

- ・ 研修施設利用者の満足度 90%以上

カ 第56回交通安全子ども自転車三重県大会

子どもの交通安全意識の高揚と交通事故防止を図るため、当協会と県警主催により、「学科テスト」「実技テスト（安全走行）」を6月14日（土）に全地区参加で開催する。

なお、第57回交通安全子ども自転車全国大会（東京）は8月6日（水）を開催を予定されている。

キ 二輪車安全運転講習等に対する支援活動

二輪運転者の安全運転資質の向上と安全で安心できる快適なバイクライフを目的に開催予定のベーシックライディングレッスン（二普協主催）やMTR A（二輪同好会）安全運転講習に対して、三重中央自動車学校の教習コースを開放し、二輪車特別指導員及び指導員の講習活動を支援する。

令和7年度ベーシックライディングレッスンは10月26日（日）に三重中央自動車学校での開催を予定している。

(6) 交通安全資器材の貸出・販売等

ア 県安協・地区での貸出・販売

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・ 交通安全教育DVD等の貸出 | ・ チャイルドシートの貸出 |
| ・ 高齢者マークの販売 | ・ 反射材用品の販売 |
| ・ 免許ケースの販売 | |

イ 県安協のみでの貸出

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| ・ クイックアーム（俊敏性計測器） | ・ クイックステップ（俊敏性計測器） |
| ・ クイックキャッチ（俊敏性計測器） | ・ 酒酔い状態体験ゴーグル |
| ・ 反射ゴーグル（反射材の効果体験器） | ・ 自転車シュミレーター（危険予測等） |
| ・ タッチくん（子供用免許証作成キッド） | ・ 魔法のキーホルダー（ストッピーカーホルダーの作成キッド） |
| ・ ストッピー着ぐるみ | ・ ミニ制服（警察官モデル子供用制服） |
| ・ おしゃれヘルメット（自転車用） | ・ 交通事故写真パネル |
| ・ 大型紙芝居 | ・ アルコール検知器 |

(7) 安全で快適な交通環境づくり

ア 交通安全施設の点検等

- ・ 交通事故多発地点及び通学路等の安全施設の点検
- ・ カーブミラー及び街路灯の清掃と点検
- ・ 児童を交通事故から守るための交差点等へのストップマークの表示

イ 交通モニター専門員制度の活用

交通事故防止を目的として、協会会員を中心に委嘱した交通モニター専門員を活用し、管内における交通上の諸問題を把握し、建設的な改善意見及び要望等を関係機関に提言する。

4 交通安全功労者・優良運転者等及び交通安全俳句・川柳・スローガン作品コンクールの表彰

(1) 交通安全功労者・優良運転者等の表彰

ア 各地区交通安全協会交通安全大会（4月～6月）

- ・ 諸情勢を踏まえ、各地区単位で開催の是非を判断する。

- ・ 県協会会長・三重県知事・警察本部長の連名表彰
優良運転者表彰は、自主申告制へ移行した以降は年々減少していることから、機関紙での広報、協力機関、会員の店等の活用を積極的に行い、申請者の拡大に努める。
 - イ 秋の全国交通安全運動期間中に伝達
 - ・ 中部管区表彰～中部交通安全協会協議会会長・中部管区警察局長の連名表彰
 - ・ 交通栄誉章「緑十字銅章」表彰～（一財）全日本交通安全協会会長表彰
 - ウ 交通安全国民運動中央大会（1月）
 - ・ 交通栄誉章「緑十字金章」「緑十字銀章」
～（一財）全日本交通安全協会会長・警察庁長官の連名表彰
 - ・ 交通安全優良団体等 ～（一財）全日本交通安全協会会長表彰
- (2) 第22回交通安全俳句・川柳・スローガン作品コンクールの実施
- ・ 募集期間 令和7年6月～9月
 - ・ 募集対象 県内在住者及び県内就勤者
 - ・ 募集部門 俳句・川柳の部
スローガンの部
 - ・ 表彰対象 最優秀賞 各部門1人
優秀賞 各部門2人
- とする。事業所への働きかけ、機関紙での広報等を通じ、応募者の拡大を図る。

第2 三重県交通安全活動推進センターの活動

1 道路交通法第108条の31の定めに基づく「三重県交通安全活動推進センター」としての活動

- (1) 交通の方法、交通事故防止等交通の安全に関する広報啓発活動
各季の交通安全運動の期間前から、前記3P、「第1-3-(4)、(5)」の各種広報啓発活動を推進する。
- (2) 交通事故に関する相談対応
県民からの交通事故に関する相談を適切かつ確実に対応するため、月～金（土・日・祝日・年末年始を除く）午前9時から午後4時までの間、相談員による電話または面接相談及び日程調整に基づく弁護士相談を実施する。また、利用向上を図るため、「交通安全みえ」などの機関紙のほか、各種広報紙・ホームページ等を効果的に活用して、その周知を図る。
- (3) 道路における工作物又は物件の設置の状況についての調査事業
三重県警察本部の委託業務として警察署長の調査指示を受け、道路使用許可にかかる「許可条件の履行状況」及び「原状回復状況」について、必要に応じ現場責任者の立会を求めるとして、現場調査・確認を確実に実施し、道路使用の適正確保と事故防止のための活動を推進する。
- (4) 地域交通安全活動推進委員協議会の育成活動
地域交通安全活動推進委員協議会の活性化を図るため、各地区代表委員等を対象に必要なに応じて研修会等を開催するなどして、各委員のスキルアップと活動の充実を図る。

2 交通の安全と円滑を目的に実施する支援活動

- (1) パーキング・メーター及びチケット発給設備の管理に係る事業
三重県公安委員会との委託契約に基づく業務で津市に設置のパーキング・メーター（14

基・14駐車枠)及びパーキング・チケット(5基・33駐車枠)の管理について、巡回監視活動を行うとともに、

- ・ 適正な手数料の収納及び、納付に関する適正化
- ・ 現場における指導警告による円滑な交通流の確保と事故防止
- ・ 警察署担当者や関係業者との連携を密にし、適正な機器の管理及び休止の措置等を推進する。

(2) 自動車保管場所登録に係る事業

三重県警察本部との委託契約に基づく業務で自動車保管場所登録業務に関し、

- ・ 関係機関・団体と地区交通安全協会との緊密な連携による適正な処理
- ・ 迅速適正な登録
- ・ 個人情報の保護の徹底

等を推進する。

第3 運転免許に関する事務事業

1 運転免許関係事務事業

運転免許センター及び各警察署の窓口において、運転免許に関する事務を円滑かつ適切に推進するため、警察職員との連携をより一層密にして職員の知識・技能の向上を図るとともに、令和7年3月24日に運用が開始される運転免許証とマイナンバーカードの一体化を含む委託業務を適正に実施する。

また、「運転免許証更新情報提供事務」及び「高齢者講習情報提供事務」についても、誠実かつ適正な処理に努める。

2 運転免許証及び運転経歴証明書の郵送事務事業

各地区交通安全協会窓口において、更新した運転免許証及び申請した運転経歴証明書の郵送希望者に対し、その郵送及び旧運転免許証返納業務を実施し、運転免許更新者及び運転免許返納者の利便を図る。

3 三重県収入証紙の販売事業

三重県から証紙販売の指定を受けて、運転免許申請(新規、更新、併記等)時における免許関係手数料、停止処分者講習手数料及び道路使用許可等各種申請に係る手数料の証紙販売を運転免許事業部、各地区事務局等で適格に行う。

4 運転免許保有者及び取得しようとする者に対する講習事業

(1) 更新時講習事業

三重県公安委員会からの委託事業である「更新時講習事業」は、県民(受講生)の視点に立った講習を目的として、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習、初回更新者講習及び特定任意講習を適正かつ効果的に実施するため、教養及び研修会を随時開催するなど、講習指導員の更なる資質向上に努めるとともに、講習指導員の総合運用を図る。

(2) 停止処分者講習事業

三重県公安委員会からの委託事業である「停止処分者講習事業」は、受講者に運転者としての資質を高め、交通事故の防止を図るため、業務検討会の開催等により講習指導員の更なる資質向上に努める。

(3) 原付講習事業

三重県公安委員会からの委託事業である「原付講習事業」は、受講者に原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を習得させるため、講習指導員の更なる資質向上に努める。

第4 自動車学校教習等運営事業

1 自動車学校の現況

自動車学校を取り巻く状況は、少子化の更なる進展に加え、若者の運転免許取得に対する無関心化・車離れ、県内外の低料金・短期卒業をセールスポイントとする合宿教習への流出等により、県内の指定自動車教習所間での教習生獲得競争が厳しくなっている。

こうした情勢下、社会情勢や地域情勢の変化を的確に判断し、時代に合わせた教習方法を考慮しながら、「クレーム・ゼロ」、「学科・技能教習合格率の向上」、「スケジュール管理による早期卒業対策」を三本柱とする自動車学校総合対策を引続き強力に推進し、入校する皆様から、「安全、親切、早い、安い」と評価されるよう、より良い運営を目指す。

今後、「お客様満足、職員満足、地域満足」に則り、安全・安心で円滑な交通社会を実現するため、適切な教習・講習業務を積極的に推進するとともに、増加する高齢者講習受講者の対策として、受講枠の拡大、施策及び業務改革に積極的に取り組むなど、高齢化社会に対応した事業を展開していく。

さらに、地域の交通安全教育センターとして、幼稚園児・小中高校生を対象とした交通安全教室、障がい者安全運転競技会、各種フェスティバル等の交通安全啓発活動を地域住民と連携して開催することにより、三重中央自動車学校に対する理解とイメージアップを図り、(一財)三重県交通安全協会の運営する自動車学校としての責任と社会的使命を果たしていく。

2 各種講習事業

(1) 三重県公安委員会から委託

- ア 違反者講習 (木曜日に実施)
- イ 取消処分者講習 (月・火曜日、木・金曜日に実施)
- ウ 初心運転者講習 (毎月第二水曜日に実施)
- エ 取得時講習 (適宜)

(2) 認定講習

高齢者講習 (月曜日、火曜日、水曜日、金曜日に実施)

高齢者講習等の指定講習機関として講習指導員の更なる資質の向上と適正な講習に努める。

※ 上記とは別に企業講習も積極的に実施している。

3 交通安全教育センター活動

単なる運転者養成の役割を果たすだけでなく、地域の安全で安心な交通社会を実現に向け、地域の交通安全ニーズに基づき、

- (1) 四季の交通安全運動期間中における街頭活動の実施 (年4回 春、夏、秋、年末)
- (2) 高茶屋地区安全フェスティバルの開催 (未定)
- (3) 障がい者安全運転競技大会への支援 (10月) (未定)
- (4) 近隣幼稚園・小・中学校・高校生徒に対する交通安全教室の開催 (未定)
- (5) 各種事業所社員に対する安全運転指導 (未定)
- (6) 各種学校、福祉施設、老人クラブ等への講師派遣 (未定)

を推進することとする。

第5 会員加入促進事業

1 システムを活用した適正な会員管理の推進

会員管理システムについては、入力情報の確実な確認・修正を行うなど、適正な会員管理を推進する。

2 会員加入促進対策の推進

- ・ 運転免許事業部及び各地区事務局に年間会員加入目標件数を設定し、窓口職員に会員加入促進対策を動機付けるとともに、申請者等に対する応接技術の向上を図る。
- ・ 入会の促進と「会員の店」の利用を図るため、会員の店「特典ガイド」を更新するとともに、同ガイドを紹介する店舗の拡充を図る。また、「会員の店」制度を魅力あるものとするため、協賛内容の充実に努める。
- ・ 賛助会員加入促進対策として、当協会ホームページ内の「賛助会員サイト」を充実させるとともに、賛助会員の社会貢献を広報し、会員拡大につなげていく。
- ・ 交通安全協会の諸活動が広く県民に理解されるよう、マスメディア、市町広報誌、タウン誌を活用した広報を推進する。

第6 会議等

1 会議

(1) 三重県交通安全協会主催による会議

- 県下地区事務局長会議・・・4月28日(月)自動車学校
- 監査会(令和6年度)・・・5月26日(月)自動車学校
- 第50回理事会・・・6月5日(木)プラザ洞津
- 第29回評議員会・第51回理事会・・・6月23日(月)ホテルグリーンパーク津
- 第52回理事会・・・11月17日(月)プラザ洞津
- 第53回理事会・第30回評議員会・・・令和8年3月上旬：場所未定

(2) リモートシステムを活用した会議

状況に応じ、上記会議をリモートシステムによる開催とする。このほか随時職員会議に活用することにより、意見交換や情報共有を強化するとともに、開催に係る時間、経費等の軽減を図る。

(3) 全日本交通安全協会主催による会議

- 都道府県安協専務理事等会議・・・令和8年3月中旬予定 東京：アルカディア市ヶ谷

(4) 中部交通安全協会協議会主催による会議

- 総会・・・7月17日(木)石川：ホテル金沢
- 事務局長会議・・・11月13日(木)福井：ホテルフジタ福井

2 研修等

(1) 採用時研修

4月1日、令和7年度採用者に対して、関係所属長が業務内容や留意事項をレクチャーし、協会職員として職務を遂行するために必要な知識を研修させる。

(2) 昇任前研修

職員昇任・登用選考合格者を対象に、当協会の現状と課題を踏まえ、昇任・登用後に求め

られる職責、職制上の知識、技能など多岐の項目にわたり研修を行う。

特に、職場環境、業務の改善については、コミュニケーション力アップを含め、リーダーシップやチームワーク・部下育成力の向上に資する研修とする。

(3) 階層別研修

人材育成と職員のスキルアップの一環として、職制に応じた機能・役割を自覚・意識させるため、上記(2)とリンクした課・所・局長、係長、主任研修を必要に応じて行う。また、顧客満足度向上と職場環境向上のため、組織から求められる機能や担当業務を適切に推進するための配意事項などをメールマガジンで送付する。

(4) 各種ツールを活用した教養の実施

当協会の業務実態や職員を一同に集めた集合研修の実施は難しいことや、時間、経費の負担を軽減する観点から、メール配信や教養資料の配付等による効率的な教養を継続的に実施する。

(5) 交通モニター専門員研修会の開催

交通情勢に関する情報の共有化を図るとともに、交通事故防止対策上の諸問題を検討するほか、交通安全に関する提案等について、意見交換を行う。

警察、行政機関との連絡会議による交通事故多発地点の道路改良等について、意見交換を行う。

3 各種団体・事業所等との良好な関係の保持と緊密な連携活動

三重県交通対策協議会の一員として、三重県地域交通安全活動推進委員協議会をはじめ、日本自動車販売協会連合会三重県支部（三重県自動車販売協会）、三重県軽自動車協会、三重県自動車会議所、三重県自動車整備振興会、三重県自転車協同組合、三重県自家用自動車協会、三重県安全運転管理協議会、三重県二輪車普及安全協会、三重県PTA連合会など、交通安全に関係する機関・団体等と相互の協力・支援活動を積極的に推進する。

別 表

地区名	主 な の 重 点 施 策
桑 名	○ こどもと高齢者の交通事故防止 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
いなべ	○ こどもと高齢者の交通事故防止 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 歩行者、自転車の交通ルール遵守の徹底
四日市 北	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 反射材用品の普及促進
四日市 南	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
四日市 西	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 反射材用品の普及促進
亀 山	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
鈴 鹿	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 反射材用品の普及促進
津	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
津 南	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
松 阪	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 飲酒運転の根絶 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
大 台	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 歩行者等の交通ルール・マナー遵守の徹底
伊 勢	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
鳥 羽	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 飲酒運転の根絶 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
尾 鷲	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
熊 野	○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

紀 宝	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
伊 賀	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 飲酒運転等の根絶
名 張	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ○ 夕暮れ時又は天候に応じた早目のライト点灯の推進